

食品衛生法施行細則をここに公布する。

食品衛生法施行細則

食品衛生法(昭和三十二年法律第二百三十三号)を実施するため、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第十五条第一項の規定に基き、この規則を制定する。

食品衛生法施行細則(昭和三十四年秋田県規則第十七号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 食品衛生法(以下「法」という。)の施行については、食品衛生法施行令(昭和三十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十三号。以下「省令」という。)及び食品衛生法施行条例(平成十二年秋田県条例第五十四号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(昭四五規則五・平四規則一三・平七規則六五・平一二規則一七・一部改正)

(書類の提出)

第二条 次の表の上欄に掲げる法、政令、省令、条例又はこの規則の規定による同表の中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによる。

一	法第四十八条第八項	食品衛生管理者設置(変更)届	様式第一号
二	法第五十二条第一項	営業許可(継続許可)申請書	様式第二号
三	法第五十三条第二項	相続(合併・分割)による許可営業者地位承継届	様式第三号
四	政令第五条第二項	製品検査命令による製品検査申請書	様式第四号
五	省令第七十一条	営業許可(継続許可)申請書記載事項変更届	様式第五号
六	省令第七十一条	相続(合併・分割)による許可営業者地位承継届記載事項変更届	様式第六号
七	条例第四条第一項	営業許可証	様式第七号
八	条例第四条第三項	自動販売機営業許可標識	様式第八号
九	条例第四条第五項	営業許可証等再交付申請書	様式第九号
十	条例第五条第二項	食品衛生責任者設置(変更)届	様式第十号
十一	第八条第一項	廃業(休業)届	様式第十一号
十二	第八条第二項	営業開始届	様式第十二号

2 前項の表第二号及び第四号に掲げる申請書には、その営業施設において使用する水が水道法(昭和三十二年法律第七十七号)又は秋田県小規模水道条例(昭和三十五年秋田県条例第十号)の規定による水道により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水である場合には、最近三月以内の条例第二条第三号口の規定する衛生試験機関等の水質検査成績書又はその写しを添付しなければならない。

(昭三三規則五八・昭三五規則一七・昭四五規則五・昭四八規則四六・昭四九規則二六・平四規則一三・平七規則六五・平一二規則一七・平一二規則一三三・平一三規則四三・平一五規則七四・平一六規則一二・一部改正)

(書類の経由)

第三条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、その営業施設の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

(昭四五規則五・昭四九規則二六・平七規則六五・平一二規則一七・平一二規則一三三・一部改正)

(へい死した獣畜又は家きんの検査員)

第四条 法第九条第一項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法(昭和三十八年法律第百十四号)第十九条の規定によると畜検査員とする。

(昭四五規則五・平四規則一三・平一五規則七四・平一六規則一二・一部改正)

(衛生試験機関等)

第五条 条例第二条第三号口の規則で定める者は、水道法第二十条第三項ただし書に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者とする。

(平一二規則一七・全改、平一二規則一三三・平一六規則一二・一部改正)

(営業許可証等の再交付の申請)

第六条 条例第四条第五項の規定により営業許可証又は自動販売機営業許可標識(以下この条において「許可証等」という。)の再交付を受けようとする者は、許可証等を破り、汚し、又は失つた日から十五日以内に営業許可証等再交付申請書により、保健所長に申請しなければならない。この場合において、許可証等を破り、又は汚した者が申請するときは、当該申請書に当該許可証等を添付しなければならない。

2 許可証等の再交付を受けた者は、再交付を受けた後、失つた許可証等を発見したときは、直ちに、これを保健所長に返納しなければならない。

(平一二規則一七・全改)

(食品衛生責任者の設置等の届出)

第七条 条例第五条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 営業の種類
- 二 施設の名称
- 三 施設の所在地

四 食品衛生責任者の生年月日及び住所

五 食品衛生責任者の設置又は変更の年月日

- 2 条例第五条第二項の規定による食品衛生責任者の設置又は変更の届出は、食品衛生責任者設置(変更)届を保健所長に提出して行わなければならない。

(平一二規則一七・全改)

(廃業等の届出)

- 第八条 法第五十二条第一項の規定による営業の許可を受けた者は、その営業を廃止するに至つたとき又は引き続き三十日以上休業するときは、その該当する日から十五日以内に廃業(休業)届によりその旨を保健所長に届け出なければならない。

- 2 休業した者が再び営業を開始しようとするときは、営業を開始しようとする日の十五日前までに営業開始届により保健所長に届け出なければならない。

(昭三三規則五八・一部改正、昭四五規則五・旧第九条繰下・一部改正、昭四八規則四六・旧第十条繰下・一部改正、昭四九規則二六・一部改正、平四規則一三・旧第十二条繰上・一部改正、平五規則九・一部改正、平六規則一六・旧第九条繰下・一部改正、平七規則六五・一部改正、平一二規則一七・旧第十条繰上・一部改正、平一六規則一二・一部改正)

附 則抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則施行の際、現に改正前の規則の規定によりなされた申請または届出は、改正後の規則の当該様式によりなされたものとみなす。

附 則(昭和三三年規則第五八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年六月三十日から適用する。ただし、別表の改正部分については、昭和三十三年十月一日から適用する。

附 則(昭和三五年規則第一七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年十二月二十八日から適用する。

附 則(昭和三五年規則第五七号)

この規則は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附 則(昭和三七年規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、昭和三十七年六月一日から施行する。

附 則(昭和三九年規則第九号)

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年規則第五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
ただし、別表の改正規定(食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、そうざい製造業及び添加物製造業に係る部分を除く。)及び次項の規定は、昭和三十九年六月一日から施行する。

(営業施設基準に係る経過措置)

- 2 昭和三十九年五月三十一日において法第二十一条第一項の規定による許可を受けている営業に係る施設の基準は、改正後の別表の規定にかかわらず、昭和三十九年五月三十一日までは、なお従前の例による。

附 則(昭和三九年規則第四六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 食品衛生法第十九条の十八第二項の規定による公衆衛生上講ずべき措置に関する基準は、当分の間令第五条の規定による指定営業に適用する。

附 則(昭和三九年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成四年規則第一三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中食品衛生法施行細則第四条の改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

(衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正)

- 2 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成五年規則第九号)

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

- 2 この規則による改正後の食品衛生法施行細則第七条の規定は、この規則の施行の日以後に営業の許可を受けた者について適用し、同日前に営業の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(平成六年規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第六五号)

(施行期日)

- 1 この規則中第一条の規定並びに次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成八年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正)

- 3 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一年規則第四七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成一二年規則第一七号)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成一二年規則第一三三号)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一三年規則第四三号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第七四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中食品衛生法施行細則第五条の改正規定は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 食品衛生管理者設置(変更)届(第2条関係)

(昭48規則46・全改、平4規則13・旧様式第1号繰下・一部改正、平7規則65・旧様式第2号繰上・一部改正、平11規則47・平15規則74・平16規則12・一部改正)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住所

氏名

年 月 日生

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

食品衛生管理者の設置(変更)について(届出)

次のとおり食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により、届け出ます。

- 1 食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 食品衛生管理者の住所(変更の場合は、新旧を併記してください。)
- 5 食品衛生管理者の氏名及び生年月日(変更の場合は、新旧を併記してください。)
- 6 食品衛生管理者の職名、職種及び職務内容
- 7 食品衛生管理者の設置(変更)年月日

備考 届出の場合は、次の書類を添付してください。

- 1 食品衛生管理者の履歴書

2 食品衛生法第48条第6項各号のいずれかに該当することを証する書面

3 営業者に対する関係を証する書面

様式第2号 営業許可(継続許可)申請書(第2条関係)

(平7規則65・全改・一部改正、平11規則47・平16規則12・一部改正)

(A4判)

年 月 日			
秋田県 保健所長様			
申請者 住所			
氏名			
年 月 日生			
			法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号			
営業許可(継続許可)申請書			
次のとおり営業の許可(継続の許可)を受けたいので、食品衛生法第52条第1項の規定により、申請します。			
営業所所在地			
営業所の名称、屋号又は商号		電話番号	
営業設備の概要			
許可申請の区分	営業許可年月日及び指令番号	営業の種類	備考
新・継			
新・継			
新・継			
新・継			
新・継			
食品衛生法第52条第2項第1号から第3号までの規定に該当することの有無及び該当するときはその内容			有・無 内容()

備考 営業の許可の申請にあつては、営業設備の構造を記載した図面及び営業所付近の見取図を添付してください。

様式第3号 相続(合併・分割)による許可営業者地位承継届(第2条関係)

(平7規則65・追加・一部改正、平11規則47・平13規則43・平16規則12・平17規則21・一部改正)

	年 月 日
秋田県 保健所長様	
	届出者 住所
	氏名
	年 月 日生

	法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
--	-------------------------------	--

被相続人との続柄
<p>相続(合併・分割)による許可営業者の地位の承継について(届出)</p> <p>次のとおり相続(合併・分割)により許可営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>1 被相続人の住所及び氏名(合併により消滅した法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>2 相続開始(合併・分割)の年月日</p> <p>3 営業所所在地</p> <p>4 営業の種類</p> <p>5 営業許可年月日及び指令番号</p>

備考 1 相続による地位の承継の届出にあつては、戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合においてその全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつてはその全員の同意書を添付してください。

2 合併又は分割による地位の承継の届出にあつては、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付してください。

様式第4号 製品検査命令による製品検査申請書(第2条関係)
(平7規則65・追加・一部改正、平11規則47・平15規則74・平16規則12・一部改正)

	年 月 日
秋田県 保健所長様	
	届出者 住所
	氏名
	年 月 日生

--	--

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

製品検査について(申請)

次のとおり製品検査を受けたいので、食品衛生法施行令第5条第2項の規定により、申請します。

- 1 製品の名称
- 2 製造所(加工所)の所在地及び名称
- 3 製造(加工)年月日
- 4 申請数量

備考 検査命令書の写しを添付してください。

様式第5号 営業許可(継続許可)申請書記載事項変更届(第2条関係)
(平11規則47・全改、平16規則12・一部改正)

(A4判)

秋田県 保健所長様	年 月 日
	届出者 住所
	氏名
	年 月 日生

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

営業許可(継続許可)申請書記載事項の変更について(届出)

次のとおり営業許可(継続許可)申請書記載事項を変更したので、食品衛生法施行

規則第71条の規定により、届け出ます。

営業所所在地			
営業所の名称、屋号又は商号		電話番号	
許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
変更年月日	年 月 日		
変更内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		

備考 営業施設を変更した場合は、変更部分を明示した図面を添付してください。

様式第6号 相続(合併・分割)による許可営業者地位承継届記載事項変更届(第2条関係)
(平7規則65・追加・一部改正、平11規則47・平13規則43・平16規則12・一部改正)

(A4判)

		年 月 日
秋田県 保健所長様		
		届出者 住所
		氏名
		年 月 日生
		法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
被相続人との続柄		
相続(合併・分割)による許可営業者の地位承継届の記載事項の変更について(届出)		
次のとおり相続(合併・分割)による許可営業者の地位承継届の記載事項を変更したので、食品衛生法施行規則第71条の規定により、届け出ます。		
1 営業所所在地		
2 営業の種類		
3 営業許可年月日及び指令番号		

4 変更の年月日

5 変更の内容

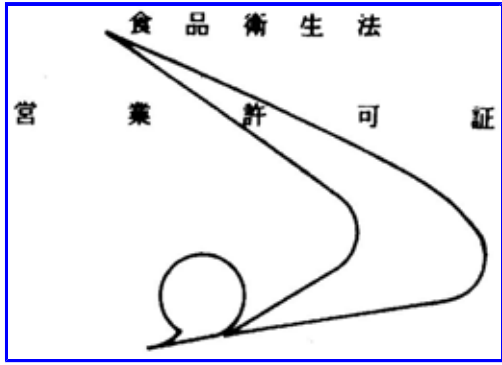
項目	変更の内容

6 変更の理由

--

様式第7号 営業許可証(第2条関係)
 (平5規則9・全改、平7規則65・旧様式第6号線下、平12規則17・旧様式第8号線上・一部改正)

(A4判)

	 <p style="text-align: center;">食 品 衛 生 法 営 業 許 可 証</p>	<p>(記号及び番号)</p> <p>年 月 日</p>
--	---	------------------------------

食品衛生法第21条の規定により、次のとおり条件を付して許可する。

秋 田 県 保 健 所 長 印

営業の種類			
営業所の名称、屋号又は商号			
営業所所在地			
営業者の住所及び氏名			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="151 1675 475 1780">法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</td> <td data-bbox="475 1675 523 1780"></td> </tr> </table>	法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名		
法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名			

条件

許可の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

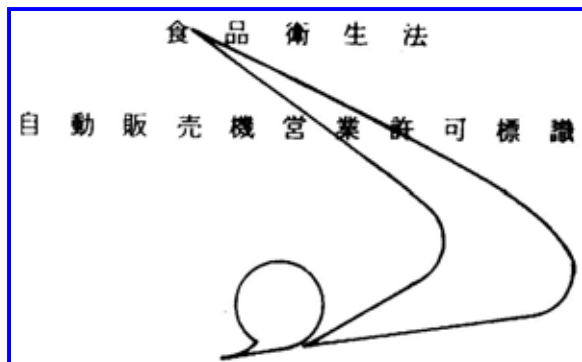
秋 田 県

(破線の枠外の部分の地色は黄緑、字色は黒、県章及び破線の枠外の「秋田県」は白抜き)

様式第8号 自動販売機営業許可標識(第2条関係)

(平5規則9・追加、平7規則65・旧様式第7号線下、平12規則17・旧様式第9号線上・一部改正)

(A5判)



(記号及び番号)

営業の種類

住所

氏名

営業者

法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

条件

許可の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

秋田県

(表以外の部分の地色は黄緑、字色は黒、県章及び「秋田県」は白抜き)

様式第9号 営業許可証等再交付申請書(第2条関係)

(平6規則16・追加、平7規則65・旧様式第8号線下・一部改正、平11規則47・一部改正、平12規則17・旧様式第10号線上・一部改正)

(A4判)

年 月 日

秋田県 保健所長様

申請者 住所

氏名

年 月 日生

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

営業許可証等の再交付について(申請)

次のとおり営業許可証(自動販売機営業許可標識)の再交付を受けたいので、食品衛生法施行条例第4条第5項の規定により、申請します。

- 1 営業所所在地
- 2 営業所の名称、屋号又は商号
- 3 営業の種類
- 4 営業許可年月日及び指令番号
- 5 再交付申請の理由

様式第10号 食品衛生責任者設置(変更)届(第2条関係)

(昭48規則46・追加、昭49規則26・旧様式第10号繰上、平4規則13・旧様式第9号繰上・一部改正、平5規則9・旧様式第7号繰下、平6規則16・旧様式第8号繰下・一部改正、平7規則65・旧様式第9号繰下・一部改正、平11規則47・一部改正、平12規則17・旧様式第11号繰上・一部改正)

(A4判)

年 月 日

秋田県 保健所長様

届出者 住所

氏名

年 月 日生

法人にあつては、主たる事務所

の所在地、名称及び代表者の氏名

食品衛生責任者の設置(変更)について(届出)

次のとおり食品衛生責任者を設置(変更)したので、食品衛生法施行条例第5条第2項の規定により、届け出ます。

- 1 営業の種類
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 食品衛生責任者の住所(変更の場合は、新旧を併記してください。)
- 5 食品衛生責任者の氏名及び生年月日(変更の場合は、新旧を併記してください。)
- 6 食品衛生責任者の設置(変更)年月日

様式第11号 廃業(休業)届(第2条関係)

(昭35規則57・全改、昭45規則5・旧様式第8号繰下、昭48規則46・旧様式第9号繰下・一部改正、昭49規則26・旧様式第11号・一部改正、平4規則13・旧様式第10号・一部改正、平5規則9・旧様式第8号繰下、平6規則16・旧様式第9号繰下・一部改正、平7規則65・旧様式第10号繰下・一部改正、平11規則47・一部改正、平12規則17・旧様式第12号繰上・一部改正)

(A4判)

年 月 日

秋田県 保健所長様

届出者 住所

氏名

年 月 日生

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

廃業(休業)について(届出)

次のとおり廃業(休業)したので、食品衛生法施行細則第8条第1項の規定により、届け出ます。

- 1 営業所所在地
- 2 営業所の名称、屋号又は商号

- 3 営業の種類
- 4 営業許可年月日及び指令番号
- 5 廃業(休業)年月日
- 6 理由

様式第12号 営業開始届(第2条関係)
 (平11規則47・全改、平12規則17・旧様式第13号繰上・一部改正)

(A4判)

	年 月 日	
秋田県 保健所長様		
	届出者 住所	
	氏名	
	年 月 日生	
		法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
		電話
営業の開始について(届出)		
次のとおり営業を開始するので、食品衛生法施行規則第8条第2項の規定により、届け出ます。		
1 営業所所在地		
2 営業所の名称、屋号又は商号		
3 営業の種類		
4 営業許可年月日及び指令番号		
5 営業開始年月日		

